

海外重要情報（第八編）

昭和二十一年七月二十二日 理財局

目次



- 第六、米國に於ける物價統制の撤廃 ······
六、物價統制法の撤廃
六、物價統制撤廃の影響
- 第二、米國 ······
一、米國財政状況
- 一、一九四五年一四年度赤字二百十九億弗
一、一九四六年一四年度核算案
- 三、武器貸與問題
- 四、武泰賃貸與決済額は貿易總額の三分の二
四、米伯間に貸與物資引渡協定成立
四、貸與艦船の賣却を企圖
五、米國貿易の現状と將來
六、最近の貿易状況

一一

一頁

口貿易の飛來
西戰後に於ける世界の國際貿易と最近の米國の對外借款

口世界の實際借款額

口最近米國の對外借款供與狀況
英在米外國資產の凍結解凍

第三英帝國：……………二五

一、美國一九四六年度實業及一九四五年度實業

二、英波並國協定開印

三、パン配給制實施

英米國の物價統制撤廃と力ナダの對策

口力ナダの經濟的貢効

口米國の物價統制撤廃に對する對策

口力ナダの引上げの影響

第四ソ連

一、生活必需品の大體値下施行

第二歐洲：……………三八

一、ドイツ經濟統一實業を繞る問題

四五

二、最近に於ける上海の經濟事情

(一) 貿易

(二) 物價

(三) 勞動爭議の發生状況

(四) 物價上昇の原因

二、北洋に於ける本年度
一九一六年(四月一十二月)貿入
米草占領下の兩岸の物資との比較

貿入
出

第一、米國に於ける物價統制の撤廃

二、物價統制の撤廃

- (1) 米國は一九四二年物價統制法を施行し物價管理局を設置して戰時に於ける物價の抑制につさめて來た。然るに同法は本年六月末日を以て滿期となる爲同法の存續に關して贊否兩論が戦はされた。
- (2) 政府當局は經濟の再轉換を圓滑にし、生産と購買力との均衡を回復する迄の過渡的措置として物價統制法の一ヶ年延長を主張し議會に延長法案を提案した。
- (3) 然るに生産の過濫は物價管理局による官僚統制の結果であり統制を撤廃すれば一時的乃至局部的物價騰貴はあるけれどぞその膨大なる生産意欲によつて生産は上昇し物價は自から落着くところに落着き却つて現存する國內的及び對外的不均衡を匡正するであらうとする産業資本の主張は大きく議會の空氣に影響した。
- (4) 斯くてインフレーションに対する恐怖心から物價統制存續に

賛成する一般民衆の支持を受けた政府案は戦後急速に着頭し
た自由經濟派の生産第一主義に壓倒され、下院は四月十八
日上院は六月十三日夫々政府案を全く骨抜きにした獨自の修
正案を可決した。

(4) 従つて兩院の修正案に關して兩院合同協議會が開かれ約一週
間の審議の後遂に六月二十五日兩院の妥協案が成立した。
妥協案は二十五日下院を、二十八日上院を通過し、二十九日
白堈館に回付された。

右法案に對する大統領の態度は注目の的となつたが、二十九日
大統領は右法案を以つて不滿足なものであるとし遂に拒否權を
發動した。

(5) 下院は同日大統領の拒否權を乘切るべく票決を行つたが、拒
否反對百七十三票、賛成百四十二票で全投票數の三分の二を
獲得することことができず乘切は不成功に終つた。
上院に於ても七月二十日迄の延長緊急案の動議は成立せず休
會に入つた。従つて價格流動法は六月三十日午後十二時を以

つて期限満了となり自然消滅するところとなつた。

(3) 下院は物價統制法失效に伴ふ暫定措置として物價管理局を二
十日間存せしめる案を七月二日可決し上院に廻附したが、
上院は右案に反対してをり、バークレーは新物價統制法案を
上提した。新物價統制法案は七月四日上院銀行委員會を通過

したが、八日から開かれた本會議に於て重大修正を受け、肉
類、家畜、酪農品、家禽、卵、ミルク、小麥粉、石油、タバ
コ、棉賣、大豆等は統制より除外されるこことなつた。
新くて再び兩院協議會にかけられるこことなるがこのままの
案では又大統領の拒否權運動の可能性が豫想される。

(4) 政府は無統制狀態を少くとも一、二週間存續させ統制の必要を
一般に体得せしめる方がよいとの態度をとつてゐるが、統制
撤廃の結果物價は勝利を收めた製造業者達の自重にも拘らず
小巾ながら上昇しつつある。

(5) 物價統制の撤廃は米國內の經濟問題のみならず國際經濟の安
定を管かすものであり、世界經濟に占める米國經濟の主導性
よりみて對外關係に甚大な影響を及ぼすかも本問題は世界の
注目するところである。

(5) 畢竟、米國に於ける物價統制の撤廃は二月の新貨銀物價方

式に續く産業資本の攻勢の現れであり、對外的にブレトン・

ウツヅ協定、對外借款政策等に見らるる戰後に於ける米國資

本主義的自由經濟思想の國內的展開を見ることが出來よう。

二、物價統制法撤廃の影響

(1) 撤廃の國內的影響

(1) 勞働統計局發表による物價指數は

六月三十日 一九九・四

七月一日 二〇六・五

二日二三・五

三日二二五・四 五日二二一・一 六日二二一・五

八日二二一・五

九日二三・五

十日二二七・九

この小幅ながら上昇を續けており十日には統制法撤廃以來一四・三%方の昇騰を見た。殊に食糧品の値上がりは激しくダン・エンド・ブラッドストリート誌によれば二日には一九二〇年老

七月以來の最高水準に達したと言はれる。

(2) 大幅騰貴を生じない理由(外信七・八)

(6) 豊想した騰貴率が過大であつたこと。
(7) 無統制を見越して業者の退職してゐた物資が市場に殺到し、
たこそ。

- (3) 議會が新物價統制法案成立迄の暫定指針として舊統制法の延長を行ふかも知れないといふ不安が一部に抱かれたこと。
- (4) 物價騰貴の國民生活に對する影響
 統制時代に於ても一部物資については公定價格は名目的なものであり一部食糧品は闇相場が普通となつてゐた。
 同從つて物價騰貴は今の所國民生活には大した影響を及ぼしてゐない。
- (5) 例へば公定五十七仙であつたバターは現在一封度一弗見當であり、四十三仙の騰貴に當るが内十五仙に過ぎない。
 しかも從來バターは闇でしか手に入らずその相場も最低一弗であつた。
- (6) 肉類、小麥粉は六月末の闇相場よりも安く、工業製品の小賣價格も著者の自肅等により大體變化をみせてゐない。
 (7) 每日七・九
- 内 ヴィアージニア地方では消費者側が不買ストライキを行つた爲物價は軟勢を示し統制廢止前の水準に低下し、生鮮食料品の如きは冷蔵庫に累積されてゐる状況であると言はれる。
 (8) 外信七・一〇)

(4)

(1) 物價統制撤廃に對する觀潮

(1) 農務省が飢餓救済用小麦・肉類の買上げに對しこれ迄の最高價格以上支拂はないと言明したことは食糧品市場に於けるインフレ的價格上昇を一時的には喰ひ止めてゐるが、無統制狀態が續けば上昇を見ることは必至である。現に物價管理局は今後生計費は六ヶ月乃至一ヶ月内に一割乃至二割五分方騰貴するとの観測してゐる。(日經七・五)

(2) 政府は物價暴騰の結果物價と貯銀との惡循環的現象を生じ、老大な過剩購買力の壓力により米國經濟インフレに突入し、國民經濟は混亂するであらうと警告してゐる。現にクライスラー自動車工場は議會が物價安定の措置を講じ物價を六月三十日の水準に止めない限り貯銀引上要求交渉を再開する旨の決議を行つた。(外信七・一一)

(3) 他方次の如き樂觀論も見られる。

(4) バルモア・サン断(時經六・一八)

(5) 物資統制の緩和は生産に對して強烈な刺戟となるから供給は迅速に要求に匹敵するやうになるだらう。

(d) 斯くて一時的の物價騰貴は止めを得ないとしても益面的な物價騰貴は防止されるであらう。

(b) ロイター通信經濟部長ギヤンベル（時經七・四）

一般に豫想してゐる悲劇的結果の可能性は十分あるがその反面希望もある。次の如く述べてある。

(I) 統帥撤廻後豫想されるアームと反動は米國を破滅するのみでなく、ブレトンウツヅ機構をも破滅せしめるものであり、米國人はそれを誰よりも良く知つてゐる。

(e) 撤廻の對外的影響

米國の物價騰貴が海外諸國の經濟事情を悪化せしめるることは必

然であり、對外借款の減額を旨味し、世界飢餓突破計畫を
實効せしめ、米蘭と密接なる經濟關係にある力ナダ等への
影響は極めて甚大なものがあらう。

(1) 飢餓救済用一部物資の買付停止 (外信七・三時經七・四)

(1) 政府は七月一日以來の物價騰貴に鑑み對外供給用の中
チーズ、乾燥乃至粉ミルクを除く全食糧品の買付を停
止した。

(2) 小麥輸出に付いては六月三十日迄の買付ストックが充
分あるからさし當り六百萬トンの積出計畫には懸念は
ないが穀物が飼料用に流れる結果今後は甚だしく穀物
積出を阻害するであらう。(外信七一)

(3) アンラの資金は限定期であるから對外供給量の削減
は不可避であると見られる。

(2) 輸出統制強化を準備 (時經七・四)
輸出價格統制の停止の結果不足物資の積出が増加するの
を惧れ民需生產局は近く、或る種の物資の積出を戰前實
績の何割かに制限するものと推測される

(3)

力ナダの對抗措置 (外信七・三五日七・九)

- (3) 右により力ナダ爲參議理局代行機關は今後力ナダ弟一弗で米弟一弗を貰ひ（從來は一・一〇力ナダ弟）一米弟）、力ナダ弟一二二分の一袖で米弟一弗を貰ることござならう。（從來は一・一〇五力ナダ弟）一米弟）
- (4) (1) 夏に財務省は食糧品、衣料、鐵道及び貨銀等の嚴重な物價統制を發表し、補助金制度を維持することを言明した。
- (2) 其の他諸國への影響
- (3) 英國の三十七億五千萬弟の對米借款は事實上減額となり、マンチエスターの綿業は米綿がこれ以上高くなれば外國棉に頼らねばならなくなる。ギヤンベルは輸出品も高くなるから充分相殺すると言つてゐる。
- (4) 中南米では無統制は結局米資本主義の獨占を助長し中南米の工業化を骨抜きにするご觀測してゐる。（時經七・四）
- 二 無統制狀態出現に対する國民の動向
- 勞働組合の指導者達に物價統制復活の必要を主張するに

- い口實を與へることを惧れ、問屋、賣捌業者に呼びかけ價格を小賣價格の線で抑へるやう要請してゐるが、民間には次の如き自衛手段が考へられてゐる。
- (1) ニューヨーク。ナシミナル。シティ銀行案(日經七。五)
ニユーヨーク。ナシミナル。シティ銀行は國民自身にも經濟秩序安定の責任がある。次の如き意見を發表した。
 - (2) 諸工業團体をして必需物資の生産に全能力を發揮させるここと。
 - (3) 農業、商業、労働各界がその獻智を働かせ他を犠牲にしないで獲られる恒久的利益以上のものをインフレの不運用によつて擧げようとする。
 - (4) 消費者は物が潤澤にある時と同時に心構へで決して買瀟りに狂奔しないこと。
 - (5) 通貨膨脹、放漫財政、信用貸等インフレ昂進の根本原因を抑制すること。
- (2) 不買同盟

(イ) オハイオ州知事は市民に對しその幸福と健康を害しない限り凡ゆる物資に對して不買同盟を決行せよと告げた。

(ロ) (日經七・四)

(ハ) 在郷軍人會ペニシルヴァニア州支部長は物價統制が復活する迄支部會員は不買同盟を開始するであらうと發表した。(日經七・五)

(ヘ) (日經七・一三)

(ヘ) 物價統制に對する消費者側の示威運動はニューヨーク、セントルイス、フィラデルフィア、クインシーの各地で發生してゐる。(日經七・一三)

第三回

一、米國財政狀況

〔一〕一九四五一年六月二十九日（日經七・八）

(1) 入不敷出は二百十九億八千百萬英鎊であり、前年度の五百三十九億英鎊に比して半分以下である。

(2) 國庫收入は預算の三百二十九億三千二百万英鎊を上回り、支出は對英借款を始め對外借款供與計畫が遅延した爲減少したと言はれる。（時經七・一）

二、一九四六年七月度專案

(1) 下院、七十億英鎊の陸軍預算案を可決（外信六・二一、二四）
下院は六月二十三日七十億九千一百萬英鎊に上る國軍預算案を可決した。石は平時に於ける最高の陸軍預算である。（一九四〇—四一年度三十六億七千八百萬英鎊）
主要項目は次の通りである。
(4) 原子力研究及び擴充費

三百七千五百万英鎊

回草政及び救濟費

三億五千萬弔

十一萬九千九百五十萬弔

(4) 空軍費

三億一千九百萬弔

(5) 海外基地建設費

三億一千九百萬弔

(2)

上院は六月二十二日國務省の對外短波放送復活費四億五千二百八十四萬弔を可決し下院に廻附した。(外信六・二三)

ニ
武益賃與問題

(6) 武益賃與決済額は賃與總額の三分の二(外信六・二〇、時電七・六)

武益賃與の決済に關しては既に八ヶ處との決済を了し且下兩河等との間に交渉が行はれてゐる。(重要海外情報第七、肆參頭)

(1) 米國は現在迄に三百三十三億七百七十六萬弔以上を決済した。石は一九四五年末迄の賃與總額四百九十九億九千六百萬弔の三分の二以上に達してゐる。

- (2) 決済額のうち約九億弗は支拂ひ乃至支拂約束を受けてをり、
七十二億八十八萬弗は逆貸與て差引かれた。
- (3) 米國は決済に當り當該國の土地及び建築物を支拂の一一部に
充當する事に同意し、これらを大使館その他の政府目的に
使用する筈である。
- (4) 最近の武器貸與清算協定
- (1) 對ニユージーランド清算協定は七月十一日調印された。
石によりニユージーランドは米國に五百五十萬弗を支拂
ふこさになつた。(外信七。一二)
- (2) 對ベルギー清算協定成立
- (a) ベルギーは逆貸與が貸與額を超過した唯一の國で逆貸
與額は一億五千五百万萬弗餘に達してゐる。
- (b) 米國はベルギーの經濟再建を援助するといふ方法でこ
の負債の支拂を行ふこさになつた。
- (4) 國務省は六月十七日米中兩國間に米國の對中國武器貸與
援助に關し中國の長期支拂協定が締結された旨發表した
(朝日六。一九)

(二)

國務省は米ソ借款交渉に武器貸與の決済を包含せしめんとしてゐる。(對ソ貸與額百十一億四千四百四十七萬弗、道貸與二百二十一萬三千弗)

(三)

米相間に貸與物資引渡協定成立(時經七。三)

(1) 一九四五九年九月二日以前に納入されたもの及び現在船舶を受けつゝある貸與物資約二百四十五萬弗の處分に關し六月二十八日協定が成立した。

(2)

ブラジルに引渡される主なる物資は次の如くである。

工業施設

百一萬四千弗

航空關係施設

十三萬七千弗

砲關係

八十九萬八千弗

尙ほ運般費はブラジル持て米國の許可なくして他の第三國に賣ることは禁ぜられてゐる。

(四)

貿易船の賣却を企圖(時電七。一一)

(一) 米員は貸與した艦船を正式に當該國に賣却したい意向があり對ソ貸與船に付いてはソ聯が米國より借款を供給された場合これを以つて買入れる機希望してゐる。

(2) 貸與艦船四千二百隻以上の内数は左の通りである。

英
國
三三九〇隻

ソ
聯
五七五・

その他の諸國
二三五隻以上

三、米國貿易の現状と將來

(1) 最近の貿易状況へ時經七・一

- (1) 最近の輸出は極めて旺盛で年々にすれば九十一億五千萬ドルで戰前の三倍以上の高水準を維持してゐる。
- (2) 政府、アンラ及び武器貸與積出を除く商業輸出のみでも優に戦前の二倍以上になつてゐる。
- (3) 諸國の需要と米國の可証供給額を基準とする米國商品の輸出見込額は左の如くである。(一單位百萬ドル)

食用肉

類
八九四

野菜食糧品
九九四

非食用動植物製品
一一四八

食用野菜類

五六〇

非鐵金屬類
一〇二九

金屬及同製品
一〇四二

機械及車輛三、四一九

化學藥品及
關係製品
七三六

其の他雜品
四一七

(4) 本年一月—四月迄の貿易額 (單位百萬弗)

	輸入額	輸出額	内河業	出
一月	三九二	八〇〇	六六八	
二月	三一八	六七一	六五一	
三月	三八四	八一六	七八八	
四月	四〇六	七五六	五八二	

貿易の將來

- (2) 内外の情勢が良好で米國の長期投資と貸出しが現在の計畫通り進められるなら米國の輸出は来るべき五ヶ年間に年商百十億乃至百二十億弗の水準に達するであらう。(時經七・一一)
- (3) 米國から外國への資本流出は一、二年の後に頂點に達し、爾後減退傾向に進む、その後外國が債務の返済を開始するにつれて輸入は着々増加するであらう。(時經六・二五)
- (4) 米國の將來直面する外國貿易の問題は如何にして輸出貿易を國內經濟に有害な影響を與へることなく實施し輸入を増加せ

四

(一) 域後

しめる事にある。海外貸附と投資が増加すればする程利拂及
び償却費を相殺する爲輸入の増加を計ることが必要である。
（時經六・二五一）

(4)

現在の國際政情が漸く限り米國の對外貿易高は數ヶ年内には
減少を示すであらうと観測する向あり。その一原因は日獨の
工業壓縮である。けだし米國の貿易は農業國よりも工業國と
の關係に於いて遙かに上廻つてゐる。（外信六・二二）

(2)

(1) 世界の國際借款額へ日米七・六 I F・R・B 六月號）

（1）終域后本年六月迄の世界の主要借款額の總計は百億英によると
うち正式に契約が締結されたものは六十億弗で、残り四十億

弗は未だ署名批准を了しないものである。（現在討議中の
借款は含まれてゐない。）

（2）右六十億弗中米國の貸取額は二十八億弗（うち二十一億弗
は輸出入銀行によるもの）であるがこの内には對英六億五
十萬弗借款及び對佛七億二千萬弗借款は含まれてゐない。

(2) 戰後借款の特徵（時經六・六）

(1) 戰後の借款は原則として副約された借款で債權國から債務國への輸出にのみ利用し得るものである。

(2) 然し米國が印度に與へんとしてゐるクレデットは全く多邊的な性質のものであり、米國のみならず他の諸國よりの輸入をも認めてゐる。

(3) 目下審議中の對英借款は國際的融資及び世界貿易を多邊的に復興せしめんとするものであり、總ての國際通貨金融協定を成功せしめる前提となるものである。

(3) 米國に次ぐ債權國はカナダであり、借款額は十六億四千三百萬米弗である。その内訳は、

イギリス 十一億二千五百萬米

西歐諸國（オランダ、フランス、ベルギー等） 四億五千萬米

中國 五千四百萬米

一千三百萬米

ソ 印

(4) 英國は第三位であるが之は本年二月末日期に附さなつた英佛金融協定が未決済の爲である。即ち

フランス

四百四千萬弗

ギリシャ

一千萬磅

チエツコ

六百萬磅

(5)

スエーデンは復興及び商業用の目的でノルウエー、フィンランド、デンマーク、ベルギー、オランダ、オランダ及その他の諸小國へ二億四千二百萬弗を貸與した。

(6)

イスラエルは一億五千萬弗に相當する金又はクレデットを西歐諸國に貸與し、スペイン、ポルトガル、アルゼンチン、その他の諸小國は同様に西歐諸國に相當額の資金を貸受けた。

(7)

世界各國の外債着入状況（時經六・六）

(1) フランスは現在最大の着入額で二十七億弗の着入を許可されてゐる。即ち米國から十九億二千萬弗、英國から四億八千萬弗、カナダから二億一千八百萬弗、その他の諸國から若干である。

(1) 英國は十八億五千萬弗でカナダより十一億二千五百萬弗、米國より六億五千萬弗、イスラエルより六千萬弗である。

(2) オランダは五億五千萬弗で米國より四億弗、カナダより一億一千二百萬弗等である。

(3) ソ連は米國から四億弗、カナダから三百萬弗を受けてゐる。

〔二〕 最近米國の對外借款供與狀況

(1) 商務省の登表によれば七月十五日成立の對英三十七億五千萬弗借款を含めて本年末迄の米國の對外借款は百億弗前後に達する。

(2) 然し債務國が本年中に消費出來る額は物資を早急に引取る事が出來ない爲その三分の一にも達しないであらう。(日經七月五)

〔三〕 對外借款供與協定

(1) 對ホーランド五千萬弗借款供與を決定(日經六・二九、時經六・二九)

(2) 對ホーランド五千萬弗借款はホーランド政府がニユースの検閲制度の停止と他國との經濟協定の説明を躊躇した爲五月以來留保されてゐたが、米政府は六月二十七日對ホーランド

五千萬弗借款を供與する旨發表した。右はボーランドの國民投票を三日後に控へて發表されたものでありこの決定は注目される。

(b) ボーランドは交換條件としてソ聯との信用協定を初め六ヶ國との經濟協定の全文を提供する旨約束した。

(c) 右借款は米國海軍餘剩物資の買入れ及びボーランドの運輸、産業の復興の爲に使用される。

(d) 右發表に伴ひ目下ボーランド政府と輸出入銀行との間に進められてゐる追加四千萬弗のクレデット交渉も妥結に達するであらう。

(iv) 對 フインランド五百萬弗借款へ時額六・一九一

(a) 米國は今回米國過剩財産購入資金として更に五百萬弗の信用をフインランドに與へる協定を締結した。

(b) 既に本年初頭一千五百萬弗の信用協定が締結されてゐるからこれで合計一千五百萬弗の借款が認められたことになつた。

(v) 米英三十七億五千萬弗借款成立へ日清七・一五

(a) 下院本會議は七月十三日對英借款案を二百十九票對百五十五票の眞摯外の多数を以つて可決し大統領は七月十五日にこれに署名した。

(4) 本借款の組みは英米経済の再建援助、米商品の抜け出確保、在米立派の擁護、多角的通商貿易の制限等であり、スター・リング・アロウの打撃を通じて世界的自由通商への前途を示すものである。

五 在米外國資産の凍結解除へ時經七八、去一〇)

戦争中五十九億八千五百萬弗に達した外國資産の凍結は戦後の自由な國際金融活動を妨げる大変な障壁と見られてゐたが米政府は今回その一部を解除したのでこの障壁も漸次除去されるものと見られる。

- (1) 欧洲の八ヶ国（フランス、ベルギー、ノルウェー、フィンラン
ド、オランダ、デンマーク）は米國と二十五億九千五百八十萬弗の凍結資産解禁に関する協定を締結した。石は凍結資産四十八億一千二百萬弗の半分以上に達するものである。
- (2) この外少額ではあるが他の歐洲諸國の在外資産及び一部アジア
諸國の資産に対する凍結も解禁された。
- (3) 戦争中占領されたギリシャ、ユーゴー、ボイランド、オースト
リアの資産凍結解除に付ても既に諒解交渉が進められてゐる。

(4) 境在は凍結されてゐる歐洲資産の内で最も大きなものはスイス、スウェーデン、スペイン及びポルトガルに屬するもので、凍結はある十六億九千六百十五萬弗に達してゐる。その内訳は次の通りである。

スイス

十二億一千六

萬弗

スウェーデン

三億六千六百二十

萬弗

スペイン

六千

萬弗

ポルトガル

六千

萬弗

(5) スイスは最近十五億弗の解禁を受けた。この内にはドイツ分(約半分六千萬弗)は金で聯合國に引渡す、や米國證券の外八億弗の政府及び國立銀行の分がある。

(6) アルゼンチンは政府資金七億弗の解禁を受けたが更に民間銀行資金六百萬弗の解禁方を交渉中である。

第三 英帝國

（英國一九四六年度豫算及び一九四五年度實績（海外重要情報集
三編参照）（時額六・二六二十七）

（単位千磅）

區	分	一九四六年度豫算	一九四五年度實績
歲		三八八六九一七	五四七四七七九
歲	入	三一九三三〇〇	三二八四四五〇
差引歲入不足額		六九三六一七	二一九〇三二九

（1）内

譯

（單位千磅）

區	分	一九四六年度豫算	一九四五年度實績
國 債 費		四九〇〇〇〇	四五五四四六
北アイルランド國庫に對する支出		二〇〇〇	一二二六六
國有地基金に対する支出		五〇〇〇	

その他整理基金費		小計	内定費	議定費	内防費	國民治費	收入費	賃費
信任議決項目	小計	計	計	計	計	計	計	計
通常歳出總額	一、三一八九一七	一	一	一	一	一	一	一
減債基金	三八八六九一七							
獨立會計收入	一二〇九〇〇							
超過利得稅戰後返済額	一、二五三							

(2) 成入（括弧内は新税実施の場合の見通額）（単位千億）

自 動 車 稅 額	總 收 入	資 料 入 庫	戰 爭 資 料 收 入	剩 餘 資 料 賣 出	收 入 額	特 殊 取 引 上 り の 餘 剩 收 入 比	無 電 許 可 收 入 額	諸 貸 附 收 入 額	王 領 地 收 入 額	通 常 歲 入 總 額
-----------------------	-------------	------------------	----------------------------	----------------------------	-------------	--	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

(三、一 九 一 六 一 三 三 〇 〇 〇	三 一 九 二 二 三 〇 〇 〇	一 一 五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	一 五 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇	四 九 一 八 〇 〇 〇 〇 〇	四 九 一 八 〇 〇 〇 〇 〇	三 一 九 六 七 〇 三
---	--	---	--------------------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	---	---	---------------------------------

三、一 九 一 六 一 三 三 〇 〇 〇	三 二 八 四 五 〇	一 一 〇 七 〇 四 七	一 一 〇 九 六 〇	五 一 八 〇 〇 〇	三 三 一 七 二
--	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------

〔三〕一九四六年度豫算の特質

(2) 岁出

(1) 岁出總額は國民所得の實に四五%に當り支出し放しの経費と戰爭、過分經費約二十七億磅は英本国の個人所得總額の殆んど三分の一に達してゐるさ観られる。

(2) 藏相の説明に依れば社會政策關係諸經費は一億四千五百萬磅を増加したに過ぎぬが退藏年金、國民保健事業費及び家族免除の引上げが全面的に實施されれば年額七億磅に上るべく尙政府が現在實施してゐる社會政策費總額は一九六五年乃至一九七〇年までには年額十億磅に達する見込である。

(3) 岁入

(1) 所得稅收入十一億四千五百萬磅は前年度實績に比し二億一千六百萬磅の減收見込であるがこれは本年度國民所得が前年度に比し相當減少を示すものとの見透しに基くものである。

(2) 關稅及び消費稅は十二億磅が計上され前年度實績に比し八千九百萬磅の增收が見込まれてゐるがこれは輸入財貨の内容さ

規模の改選を繰込んだものと觀られる。

(四) 稅制改正の概要

本年度に於ける減税は大變左の如くであるがこれが實施は今秋まで延期される豫定である。

(1) 所得税

(1) 一千二百磅以下の勤労所得に対する控除を十分の一より八分の一に引上げる。

(2) 既婚婦人の勤労所得控除を八十磅より百十磅に引上げる。

(2) 超過利得税

本年末を以て廢止する。

(3) 遺産相繼稅

一萬二千五百磅以上の所有地に對する税率を引上ぐることに七千五百磅以下の所有地に對しては免稅とする。

(4) その他

(1) 二千磅以下の所有地に對する租稅を全面的に免除する。

(2) 購買稅特ニ川世帶道具に對し減稅する。

二、英波金融協定調印（短中波六・ニ五世界短波六・ニ九、時經六・
二七、時電六・二八）

(一) ボーランドの對英戰債決済に關する英波金融協定が調印され
た。

(1) ボーランドは在英金準備七百万磅の内三百万磅を戰債決済の

一部として英國に引渡す。

(2) ボーランド政府がロンドン亡命中に行政費用として借入れ
た三千二百万磅の債務は一千萬磅に引下げ一千二百萬磅と切捨てる。

(3) 右一千万磅の債務返済は五ヶ年後開始されその後十五ヶ年
間に完了する。但し軍事債務四千七百万磅は未済のまま置く。

(二) 英國政府は駐英ボーランド大使に對しボーランドが自由選舉
を實施しない限り本協定を批准せざる旨通告したが七月四日
夜のワルシヤワ放送は英國政府はボーランドが總選舉の日取
りをまだ發表してゐないとの理由を以て本協定の批准を中止
する旨公式通告したと報じる。（時經七・二九）

三 バン配給制實施（世界短波六・二九時經六・二九七・一五六）

(1) 食糧相ストラチーは下院に於て小麥不足と食糧飢餓地域への救濟

食糧供出を必要とする現状に對處するため七月廿一日よりバン及び小麥粉の割當配給を實施する旨發表したが下院は該案を可決した。ここに英國に於て戰時中も實施を見なかつた主食の配給制が實施さるることとなつた。

(2) 右案によれば配給割當量は左の如くである。
(1) 割當基準量及び加配量

成 人		九 <small>オンス</small>	加 配 量
一 才 以下	一 才 以上		
十一 オ ー 十八 才	一二 九 <small>オンス</small>	妊 婦	
五 オ ー 十一 才	八 <small>オンス</small>	勞 動 者	
一 オ ト 五 才	四 <small>オンス</small>	老 者	
一 才 以下	二 <small>オンス</small>		

(2) 制當量の受配についてはパン又は小麥粉及びその混合を自由選擇し得る。

(註) 英國食糧省の非公式發表によれば西歐諸國のパン配給量は左の如くである。(一週當オズ)

國 別

普通 人

重 級 勤者

	八十七	八十八	八十九	九〇
フランス	一一一	一一一	一一一	一一一
ベルギー	一一一	一一一	一一一	一一一
オランダ	一一一	一一一	一一一	一一一
デンマーク	一一一	一一一	一一一	一一一
ノルウェー	一一一	一一一	一一一	一一一
イス	一一一	一一一	一一一	一一一

(3) パン配給制實施と同時に食糧相は左の如く發表してゐる。

(4) 現在毎週十四ペニスの肉の割當量を十六ペニスに増加する。

(5) 燕麥の割當量も現行の毎週十四ペニスより十六ペニスに増加する。

(6) 食糧相は今回のパン割當量は國民の正常消費に對し五%乃至十%の消費節約を要求するに過ぎず一人當り力口リ一十五口リより二千八百六十口リに低下するに過ぎないことを述べる。

(三) 配給制實施に關する食糧相の説明と反響

(1) 食糧相ストラチーは下院に於て配給實施に至つた事情を左の如く説明した。

(1) 英國は一九四五年十一月以來印度を初め西歐諸國その他に對し穀類四十九万七千屯、小麥粉十万九千屯、馬鈴薯一萬

三千四百屯を供給した。

(2) 現在英國の小麥及び小麥粉の手持は八十万屯で昨年同期に比し二十万屯を減少してゐること。

△米國の物價統制廢止に伴ひ労働争議勃發せば今後二ヶ月間に於て輸入遲滯の事態が考へられる。

(2) 反響

(1) 六月廿七日食糧相が下院に於てパン配給制を發表するや小麥粉は全國的に買漁られ廿八日午前十一時迄にロンドン及び近郊に於て百万ポンドの小麥粉を賣り盡くし買漁りは朝食用の各種穀類ボリヂ、燕麥等に及んでゐる。傳へられる。保守黨首チャーチルは本措置は平時に於て余が聞いた最も慈しむべき事の一つであると述べたが一般國民からもパカス組織者との當面實施二ヶ月延期要求、マスター・ペー

米國の物價統制撤廃に力ナダの討策

(一) 力ナダの經濟的實勢へ時經七。九一

今次大戰中力ナダの經濟的地位は一變した。

(1) 農業本位國より重業貿易國へと發展し本年四月には三億七千五百万磅の對英借款を供與するなど債務國より債權國へと躍進した。

(2) 國家財政は安定して居り戰時以來の諸統制は有效適切に行はれその生計費指數は一九三九年八月以來米英の約三二%勝貴に比し僅かに一九%の勝貴に終つた。

(3) 米弗及び金準備額は一九四二年一月末の一億七千四百萬串より一九四五年末には十五億八百萬弗に著増した。(時該六〇.二一一外國爲替管理局發表)

(4) かかる經濟的躍進は對外的には爲替の強調に表現されてゐる。

(二) 米國の物價統制撤廃に對する對策へ時經七。九一

(1) 力ナダの貿易は對米貿易が壓倒的であつて一九四四年には對米輸出は約十三億六千萬弗、對米輸入は約十四億弗で力

(2)

小豆の輸入總額の四分の三を占めてゐる。
 従つて米國の物價統制政策に伴ふ物價の奔騰は力ナダ經濟にござり遠大な影響を與へるものと觀られるが力ナダ政府は之に對し國內物價の安定保護のため輸出上の不利を忍んで左の措置を探ることとした。

④ 對米爲替相場の改訂

七月五日夜半より對米爲替相場をバーツする即ち

(a) 對米買相場 一米弗リ一加弗

賣相場 一米弗リ一〇〇五加弗

(註) 従來の對米相場は一九三九年九月十六日以降買相場一米弗リ一。一加弗賣相場一米弗リ一。一
一加弗

(b) 對英買相場 一英磅リ四〇二加弗

賣相場 一英磅リ四〇四加弗

(c) 物價管理機構の強化

(a) 食糧品、衣料、地代及び賃銀其の他を含む多數品名を指定し物價管理を存續せしめる。

(三)

(1) カナダ弗引上げの影響

(1) 輸入品の管理を更に強化すること共に補助金制度を維持する。

(2) 各國に對米爲替引上げ機運（速報セ・一三・日本經濟七・一三）紹興ヘラルド・トリビューン經濟記者はスエーデン・イス、スペイン、ポルトガル、アルゼンチン及び濠洲もカナダに倣ひ對米爲替を引上げるのではないかと觀測してゐる。また思惑筋ではその他諸國も追隨するであらうと觀て居り、中には磅貨の對米爲替引上說さへ流布する向もある。

(2)

(2) 産業界に及ぼした影響（時經セ・一〇）

産業界は從來對米輸出に於て一〇%のプレミアムを得て居たのであるら今回の措置は何等かの對策が講じられなければ大部分の産業に生産上重大な影響を與へるであらうと議會は豫想してゐる。

(1) 金礦業は金の賣價格を一オノスにつき三八・五加弗から三

五加弗に引下げられるこゝになる。

(2) 米穀市場に於て支配的地位を占めてゐる新聞用紙の價格は少くとも一噸につき七四弗の引上げが認められるであらう。

(6)

カナダ市場動搖(時運七・一二)

(1) 今回の措置により、山會社は著しい減収が豫想され、カナダ各地の株式市場は動搖した。

(2) 八日のシントリール市場に於ては、産業株式を初め、モーテンスキン、アルミニウム等が軒並低落し、中には八弟見當の急落を示したものもあつた。

(3) ヴィアンク・ヴィアード市場に於ても、相當の低落を示し、またトロント証券取引所に於ける値下り総額は數百萬ドルに達したといはれる。

(4) 尚一般観測者は今回のカナダ通商評議會の措置は米國のインフレのカナダに対する影響を緩和するに役立つであらうと観測してゐる。

語

四ソ

六 生活必需品の大価値下落(世界經濟七・二、時經七・四)
 ソ連農業省は七月二日以降自由市場に於ける日用品の販賣價格を平均約四〇%引下ぐる旨決定した。
 其の主なるものの直下率は左の如くである。

草 製 品	四二%	ガローシュ(オーバー)	五七%
毛 織 物	四五%	綿織物	五〇%
木 綿 子 子 類	三八%	綿雙衣類	四三%
靴 下	三〇%	メリヤス類	三〇%
アルミニウム製食器	四五%	化粧石鹼	四六%
壁 紙	五四%	紙類	三五%
(註) (一) 食糧及び生活必需品の供給機構	五〇%		
(二) ソ連に於ける食糧及び日用生活必需品の供給ルートは國營商店ニコルホーツ自由市場である。			
(三) 國營商店の販賣商品には切符制によるものと自由販賣によるものとの二種類がありその價格は政府が決定する。			
(四) 國營商店に於ける自由販賣は營利商業と看せられ各種の商品が取扱われるがその價格は切符配給制のものに比し法外な高値で判へば左の如くである。(現日七・八)			

西品別	品目	販賣價格	自元年四月	田版賣價	最	近
パン(二種)	一箱前後	100留		200		
砂糖(二種)	五・五	800		100		
牛肉(二種)	七四前後	四五0		六00		
洋服			三00	14000	14000	14000
靴			三00	14000	14000	14000
バター(二種)	七〇〇一八〇〇	六000	三00	14000	14000	14000
ケーニチ(一個)	三〇〇前後	四000	五00	14000	14000	14000
アイスクリーム(一個)			五00	14000	14000	14000

(四) ソ連のこれら供給機構に關する政策は終戦前年より國營商店に於ける自由販賣を擴充することに切符制による品目別配給制の現状へソ連放送三・一九、世界電波三・二〇、現在切符制配給制の實施されるものは左の如くであるが、於て一九四七年迄にその全般が蘇聯の一とする所四次五年計である。

第五歐洲

- (1) パン、麥粉、穀物麥、マカロニ等へ一九四六年度に於て廢止の豫定)
- (2) 砂糖、肉及び肉製品、脂肪へ一九四六年度に於て廢止の豫定)

一、ドイツ經濟統一管理を繞る問題

(1) ホルツダム宣言によりドイツ經濟統一管理の原則が規定されてゐるが、現實には米英佛ソ四ヶ國により分割管理されてゐるのみならず、各地區間の交易すら圓滑に行はれてゐない實情である。かかる狀態は米軍政長官の報告にもある如く、民衆の決意力を覆さんとする程度に迄一般的經濟崩壊を招き、平和的經濟復興を極度に妨げてゐる。

- (2) 今やパリ四ヶ國外相會議に於てドイツ問題が討議されるに及び本問題は活潑な論議の対象となつてゐる。
- 二 分割管理の現狀（英文）・ハ・時報五・ニ丸・山・四
- 三 ドイツ經濟界の活動はホルツダム協定の監督する邊に水準にも達しない低調を示してゐる。

(2) 現在ドイツには統一した郵便制度及び輸送組織がない。かつて分離した郵便鐵道では全く用をなさぬ。

(3) 自由なる交易が行はれず、爲に米軍管理地區に於ては米軍納稅者の負擔において（年二億弗）食糧が供給されてゐる。

(4) 各國占領地區間の通商缺如に由來する原料並びに手持ち補給物資の累進的減少。

(5) 對獨賠償に於ける生産設備撤去に際し、米國が米軍管理地區よりの撤去を禁止したのも分割管理と、それに基く交易の不圓滑によるものである。

四

統一管理についての聯合各國の意図は左の通りである。

(1) 米國へ時經五・二九朝日七・一一

(1) ボツダム宣言により保障されてゐる左の統一管理制度を實施すべきでこれがために現事態の打開策として聯合國管理委員會による特別調査委員會を設置すべしとする。

(a) 聯合國管理制度に必要な公共事業の最小限の統一管理制度

(b) 金融、運輸、通信、外國貿易について中央機關の設立

(2) 尚在歐米軍政長官マクナニーはドイツ經濟統一化に就き印ケ翻に意見の一致がみられない時は、たゞひ一國乃至二國でも

協力の意思あるものさ新協定を結ばねばならぬと强硬な意見を表明してゐる。

(2)

英

國へ時經六・一九一

(1) 加ヶ爾外相會議に於て英代表は聯邦案によるドイツの政治的、經濟的統一を主張してゐる。

(2) ドイツ經濟統一化に關するロンドン・タイムス紙の論調

(a) ドイツ經濟界の活動がボツダム協定の許した最低水準にも達しないのは、賠償に關するボツダム決定に由來するものではなく、ドイツを一個の經濟單位として扱ふとのボツダム宣言をなんら效果的に實施することなく賠償に關する決定のみを適用したからである。

(b) しかし情勢は複雑でありドイツを一個の經濟單位として取扱ふことは以下の所現實には不可能であるが、英國としては次の途をさらねばならない。即ち

(I) 一切のドイツ資源をドイツ人に利用させる。

(II) 必要な輸出入計臺を樹立、加ヶ爾占領地帶間の自由な物資交流を許す。

因而して本年三月の協定に許された水準まで經濟復興が行はれる機努むべきである。

(3) ソ聯（朝日七・一二）

モロトフソ聯代表は加ヶ國外相會議の席上、次の如くドイツ經濟的統一を主張してある。

(4) 分割乃至聯邦化案には反対であり、即時中央行政機關を設置しなければならない。

(5) ルール及びラインラント地方を分離するが如き事は獨立工業國としてのドイツを破壊し、これを農業國にして了ふものである。

(4) フランス（外信六・一九、時經五・二九、朝日七・一二）

(6) 従來フランスはドイツの經濟的統一化に次の理由により反対して來てゐる。即ち

(a) ブール饅山をフランスに合體せしある。

(b) ルール及びラインラントをドイツから分離する。

この二條件がなければ新ドイツ戰爭機構再生を防止すること出來ず、従つてドイツ經濟の統一化に費成することは出来ない。

(7) 加ヶ國外相會議に於いて佛代表は、ルール及びラインラントの分離はあくまで堅持するが、ドイツの經濟的統一化については肯定的に支持する意見を表明してゐる。

第六章 亞

三、最近に於ける上海の經濟事情

(一) 貿易

(東電五二四、六二二、六三四世界短波三、五、五三一、六七、六一一、七五)

(1) 輸出入の狀況

中國の二大開港上海と天津に於ける對外貿易は天津が輸出入共殆んぞ杜絶狀態にあるのに反して上海は諸種の悪條件と戰ひながら徐々にではあるが以前の狀態に復歸しつつある。最近の概況は次の如くである。

(1) 輸出入額 (昭和二十一年一月分、アンラ物資を除く)。

三、七六五千米弗(註)四月中の輸入額は約四千萬米弗で三月の輸入額の約一倍に當り飛躍的に増加し居る

輸出額

四、六九〇千米弗

輸入額

九二五千米弗

(2) 主要輸出入品 (昭和二十一年十一月一二十一年一月)

(1) 輸出品 編布及び其の他の衣料品、綿糸、眞田縫及び編物、生糸等

(2) 輸出品 大宗であつた桐油は統計表から除外さ

れてゐるが最近の豫想では二萬五千トンの輸出向ストックがあるものと思はれる。尙綿糸及び綿布は其の後輸出が禁止された。

(1) 輸入品 稲花、石油製品、各種食料品

(2) 荷役、倉庫の状況 インフレの昂進に基く生活不安のため税關、從業員、荷物人夫の賃金値上げの要求は頻々として行はれてある。

(3) 之に伴ふ罷工の発生や荷役人夫の高賃金のための取扱業者切掛け難事によつて上海に集結した船員は夥しく、この倉庫も超滿員で船舶は貨物を積載したまゝ立往生を遂げ、多

数の船舶は江上に浮倉庫となしてゐる。
(4) 文労働者の生活不安を反映して貨物の拔荷は壳しく手に食料品の加きは二月から五月に達し、一ヶ月の拔荷額は法幣に換算して數億元に達する云はれる

（註）但し輸海軍用品やアンラ物質は税關を通れないため順輪に處理されてゐる。

(2) 無煙場（海外重要情報第六輯参照）

(4) 對米為替相場は本年三月の公定相場改訂（米弗三〇三〇元）以來中央銀行の挺入れ操作（相場安定のため獎勵に應じ自ら賣買に出動する）もあり二千元臺から二千三百元臺を維持してゐた。

(5) この相場は他の穀物價に比し稍々低位にあつたため、買入れによる相場の維持が困難になり最近この挺入れ操作が放棄されたので六月十日以降は一躍二千六、七百元臺に、約二割方急騰してゐる。

今三月四日の市場相場三〇〇〇元を一〇〇%とする指數によつて最近の推移を見れば次の如くである。

指 數	三 月 四 日	五 月 三 十 日	六 月 六 日	六 月 十 日	七 月 五 日
一一〇	一一〇	一一七	一一六	一三一	一二七
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二

（二）物價（東洋六・二六世界短波三・五五・三、六、七六・二、六、一四六・二三

(1) 主要商品物價指數（海外重要情勢第六輯参照）

本年三月を基準に最近の推移を見れば

(1) 金條相場（単位十市兩）

三月四日の市場相場一五七萬元を一〇〇とする指數

區	分	三月四日	五月三十日	六月六日	六月十日	七月十一日
指	數	一〇〇	一一三	一一六	一二二	一二四

(2) 米穀相場（単位粳米一石）

三月四日の市場相場二六、〇〇〇元を一〇〇とする指數

區	分	三月四日	五月三十日	六月六日	六月十三日	七月十日
指	數	一〇〇	一一一	一九一	一七三	一七三

(註) 米穀相場は終戦直後の昨年八月末日の所、六八七元に較べると約一〇倍の騰貴を示してゐる。

(3) 編布（単位雙馬印一疋）

三月八日の市場相場一〇八萬元を一〇〇とする指數

區	分	三月四日	五月三十日	六月六日	六月十日	六月二十日
指	數	一〇〇	一一九	不明	不明	一三五

右によれば對米穀相場の影響は一般物價には大した影響を及ぼしていない。六月に入つてから一般物價は寧ろ下落の傾向を呈する。

(2)

(2) 物價高に喘ぐ市内の生活状態（東電六。二二）
 上海市内の中華料理は一食五弗程度（法幣で一萬一千五百元、六月六日の爲替相場二千三百元を基準とする以下同様）で、チユーブ入線歯唐が二弗（四千六百元）、短距離の人力車賃が七十五仙（一千七百二十元）、十五ワット電球が四弗（九千二百元）もするので上海に生活する外国人は生活難に喘である。

(3) 市内の中國人特に固定收入階級の生活は全く悲惨で四人家族で一ヶ月に半擔の米を消費する（れば米代だけで三萬元へ終戦直後の約十倍）を極する。一ヶ月の最低生活費は十五萬元程度と云はれるが之に對して警官の月收は五萬二千元であり、普通文官は六萬元から九萬八千元程度である。このため警官や下級官吏は自分では寄宿警生活をなし、家族は親戚に預けたり、仕事に出したりする一方郷里からの送金を仰いで辛うじて生活を維持している。

(2) 勞働争議の發生状況（東電五。二七）

前述の如き生活不安は左の通り労働争議の頻發となつて現はれてゐる。

(1) 工員數 (一九三七年六月現在、上海工人統計及びチャイナ・オガード)
 フク推定)

種	分	工場数	工員數
中國工廠法による工廠 (工員三十名以上使用のもの)		五五三五	三二〇〇〦〇人
其の他工場		一一三二六	二八〇〇〇〇
合計		一六八五一	六〇〇〇〇〇

(註) 最近に於ける工員數は五〇萬人程度と推定される。

(2) 爭議參加人員 (中共報道)

(3) 調査期間 約戰後國民政府が上海を接收した當時より本年四月末迄

(4) 爭議件數

大小約一萬件

(5) 爭議參加人員 約五十萬人

石によれば終戰後僅か八ヶ月間に至工員數に略々等しい人員が爭議に参加してゐることで証明する。勿論これは延人員であるが猶半数の工員が争議に参加してゐることは十分伺はれる。

(四) 物價騰貴の原因 (東電六。二二)

(1) 中西の經濟事情の安定は内戰の繼續による政局の不安定生産及び輸送力の破壊等の根本的原因がほ去されない限り解決されまいであらう。

(2) 物價の暴騰を直接助長してゐるのは主として投機者流の買場りである。上海の多くの錢莊は月利二〇%で整金を運轉してゐる。云はれるがこれらの高利整金の大部分は斯うした投機に使用されてゐるものと思はれる。

(3) 最近中國各地の物價は一時的にしろ安定してゐるが、これは國共兩者によつて締結された暫定的休戰協定が將來への見透しに好影響を與へてゐるからであらう。

北鮮に於ける本年度豫算
ソ聯軍占領下の北緯三十八度線以北の北朝鮮に治安行政機關として去る二月八日樹立された北鮮臨時人民委員會は本年度豫算を左の通り發表した。(東電七。一一)
(一九四六年度(四月一十二月)歳入歳出豫算

(1) 総収入額

(2) 中央(北満臨時人民委員會)の輸出入収入額

(3) 地方(各道人民委員會)の輸出入収入額

六二四一三六六九圓(總額に對する比率五三・四%)

五三・四%

(4) 総額(1)及び(3)の合計額

六一六八六三二〇三六圓

(2) 中央収入額内訳

(單位圓)

科 目	歳 入	額	百 分 率
租 稅 収 入	四七六六〇一三七八		
專 賣 収 入	三三〇〇〇〦〦		
交 通 葉 稟 収 入	五六〇〇〦〦〦		
雜 合	六三五三三九一		
收 入 計	六二四一三六六九		
	一一〇〇	一〇九五	七六%

(口) 歲出額內譯(單位圓)

科 目	歲 出 額	百 分 率	歲出額內譯(單位圓)									
			農業費	牧業費	商業費	工業費	交通費	通訊費	郵政費	財政費	建設費	社會事業費
合計	一五二八〇〇〇	二二·二%	九七六四〇〇	一六四一三六三	一一八五五七四九八	三八五三八九八七	二六四〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一一八五三八九八七
農業費	六二四一三六六九	三·三%	六九〇八二九五	三六九八五六五三	五六七〇三〇〇〇	六二四一三六六九	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇
牧業費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
商業費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
工業費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
交通費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
通訊費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
郵政費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
財政費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
建設費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
社會事業費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇
社會事業費	一一〇〇〇〇〇〇〇	一·一%	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇〇

(同) 計算説明

(1) 中央及地方豫算の比率は五三・四對六・六。地方豫算の比率が相當大きいがこれは地方豫算に行政費の他保安費の経費が含まれてゐるのによるものと思はれる。

(同) 歳出に於て教育費に一九%、水利事業費及び建設費に一四%の多額を充ててゐる。

(2) 米軍占領下の南鮮の豫算との比較

(3) 南鮮の新年度豫算の概要(海外重要情報第四編参照)

歳入	歳出
八〇一三、三九〇、〇〇〇圓	一一、八〇〇、二一〇、〇〇〇圓

(同) 比較

(1) 北鮮の豫算を右に比較すれば歳入に於ては七分の一弱、歳出に於ては十分の一弱に過ぎないが、これは北鮮に於ては朝鮮銀行券の流通を禁止し、新票を發行したため物價水準が相違することによる點が多いと思られる。

(同) 南鮮に於ては歳入の八〇%を事實收入で廻はんとしてゐる

(4) るのに當し北洋の專賣收入は僅かに五%に過ぎず、歳入の大部分七六%を租稅收入により賄はんとしてゐる。北洋に於ては稅制を改革して單一所得税を施行せんとしてゐる。